

和指第607号
令和3年3月10日
(2021年)

各介護保険サービス事業所・施設開設者 様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

令和3年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出期限の延長及びサービス継続支援事業補助金交付の申請期限の短縮について（通知）

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度の介護報酬改定に伴い、新設又は算定基準の変更等が行われた加算等を算定する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となる場合があります。

居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、一部の居住系サービスを除き、算定する月の前月の15日までに、介護保険施設等の居住系サービスにあつては、算定する月の前月の末日までに届出が必要とされていますが、**令和3年4月1日から算定を開始する加算等については、同年4月1日（予定）まで提出期限が延長されます。（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出については、4月15日まで。）**

令和3年4月改定を踏まえた各種様式等については現在準備中となっておりますので、ご迷惑をお掛けしますが、今しばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

各種様式等につきまして、準備が整い次第、各事業者宛てに通知する予定となっております。

なお、本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には貴職から周知をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業補助金交付の申請期限について（至急）】

令和3年1月14日付和指511号にて、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業補助金交付の申請期限を令和3年3月31日（水）までとしておりましたが、事務手続きの都合上、**令和3年3月19日（金）**を提出期限とさせていただきます。補助金の申請をご検討されている事業者におかれましては、至急指導監査課までご連絡ください。

〒6410-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
Eメール：shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp